

様式第1号(第8条関係)

千葉県稲毛ヨットハーバー艇陸置場利用許可申請書

令和 年 月 日

公益財団法人 千葉県スポーツ協会
理事長 様

申請者

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号(自宅)
(携帯)

本利用許可申請書に記載の千葉県稲毛ヨット
ハーバー艇陸置場利用にともなう遵守事項を
承認の上、次のとおり申請します。

メールアドレス
団 体 名
修了証番号

艇の要目	艇種		艇名		艇質	
	艇色		艇の長さ		艇の巾	
	吃水		定員数		セール番号	
利用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで					
共同所有者	氏名	年齢	住所			電話番号
利用料	種 別	4m以内 ・ 5m以内 ・ 6m以内	月額	円	料	円
	料金区分	年額 ・ 月額 ・ 日額	月数		金	(消費税込)
艇陸置場番号						
備考						

[注] 太枠の中を記入してください。

受付印	領収印

千葉県稲毛ヨットハーバー艇陸置場利用にともなう遵守事項
(稲毛ヨットハーバー管理規程による)

1. 利用許可内容および利用期間

- ①利用許可内容は、本申請書表面に記載のある艇の当施設陸置場への保管のみといたします。
- ②利用(保管)期間は、表面に記載の利用期間といたします。
- ③利用(保管)期間中、途中で利用を取りやめる場合は、希望日の1ヶ月前までに申し出てください。
- ④艇陸置場利用(保管)期間は最長1年間となります。(ただし、年度を越えない。)
- ⑤お客様が次年度の艇陸置場利用の更新を希望しない場合は、利用許可期間満了日の1ヶ月前までにお知らせください。
- ⑥次年度艇陸置場利用の更新案内は利用当該年度3月中に当協会よりご案内(郵送)させていただきます。更新される場合も、その都度(各年度ごとに)利用許可申請が必要となります。

2. 利用許可の取消し

- ①次の場合の一つに該当する事由があったときは、当協会は何ら通知催告を要することなく直ちに利用許可を取り消すことができるものといたします。
 - ・本遵守事項に違反したとき
 - ・偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
 - ・当協会の承諾なく転貸又はこれらに準ずる行為があったとき。
 - ・その他ヨットハーバーの管理運営上支障があると認められたとき。
- ②利用許可取消し後は速やかに艇の搬出をお願いいたします。
- ③利用許可取消後、当協会による艇搬出催促に対し、お客様から何らかの意思表示がないまま許可取消日から3ヶ月を経過したときは、当該艇を移動または処分させていただきます。なお、納入済みの利用料の払い戻しは行なわないとともに、処分に係る費用を別途請求させていただきますのでご了承ください。

3. 艇陸置場利用料

- ①利用料金は一括払い(前納)となります。
- ②艇陸置場利用料は表面利用料金欄に記載の額とし、当協会が提示した納入期限日までに指定口座または、稲毛ヨットハーバー窓口にて納入してください。
- ③3ヶ月以上利用期間が発生する申請について、納入期限日は利用開始日の翌月末日といたします。なお1年間利用において、4月30日までに一括納付された方は割引料金が適用されます。
- ④年度途中からご利用される場合(1月以上1年未満)当該利用期間に端数があるときは、日割り計算した料金とさせていただきます。
- ⑤利用料を納入期限日までに納めない場合、納入期限日翌日を起算日とし通常利用料に加え年利5%の遅延損害金を別途お支払いいただきます。また、未納付のまま納入期限日から3ヶ月を経過した場合は、利用許可取消しとし当該艇を移動・処分させていただきます。なお処分後は、利用許可日から処分日までの利用料金(遅延損害金含む)及び処分費用を請求させていただきますのでご了承ください。

4. 免責

- ①艇陸置場に保管中のお客様の艇について、当協会の責めに帰さない事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任を当協会は一切負わないものとします。

5. その他

- ①申請時の内容に変更がある場合は、速やかに稲毛ヨットハーバーにご連絡ください。